

令和4年度

消費者行政の概要

成田市経済部商工課

目 次

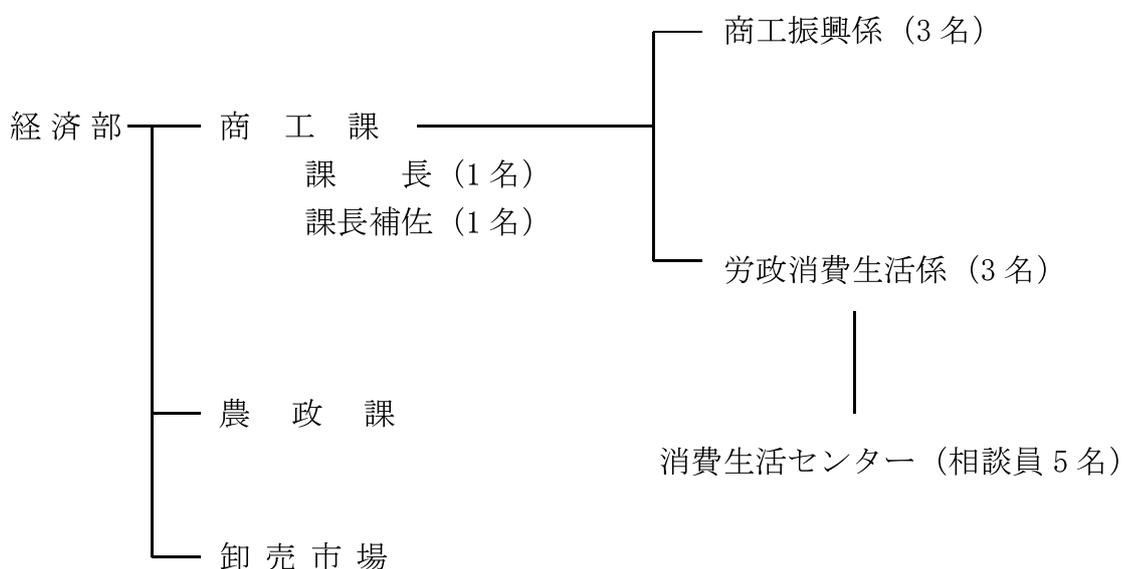
1. 組織及び事務分掌	1
1) 機構図	1
2) 事務分掌	1
2. 決算	2
3. 消費生活センター	3~10
1) 概要	3
2) 消費生活相談事業	3~8
3) 啓発事業	9~10
4. 消費生活モニター	11~13
1) モニター制度	11
2) 令和4年度消費生活モニター活動状況	11~12
3) 令和4年度消費生活モニター名簿	13
5. 消費生活啓発事業	14~20
1) 消費生活展	14~17
2) 出前講座	18
3) 親子で学ぶ消費者講座	18
4) 消費者講座(一般向け)	18~20
6. 計量適正化推進事業	21~22
特定計量器定期検査(令和4年度実績)	21~22
7. 製品安全4法等による立入検査	23

参考資料

- ・情報紙「消費生活」No.141~No.144
- ・広報なりた「消費生活相談Q&A」令和4年4月1日号~令和5年3月1日号
- ・成田市消費生活モニター設置要綱
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

1. 組織及び事務分掌

1) 機構図



(令和5年3月31日現在)

2) 事務分掌 (消費生活関係)

- ・ 消費生活センターに関すること
- ・ 消費生活モニターに関すること
- ・ 消費者教育及び啓発に関すること
- ・ 計量器検査に関すること
- ・ 製品安全4法等に基づく立ち入り検査に関すること
- ・ その他消費生活に関すること

2. 決算

消費生活

歳出

(単位：千円)

節	消費者行政推進費	説明
報酬	8,116	消費生活相談員
職員手当等	1,611	消費生活相談員
報償費	832	講師謝礼 消費生活モニター
旅費	960	消費生活相談員 一般旅費、特別旅費
需用費	853	消耗品費 印刷製本費
役務費	13	保険料、ハガキ
委託料	1,121	バス運行委託料 消費生活展会場設営委託料
使用料及び 賃借料	5	有料道路通行料
負担金補助 及び交付金	20	消費生活相談研修負担金 県消費生活センター連絡協議会負担金
計	13,531	

3. 消費生活センター

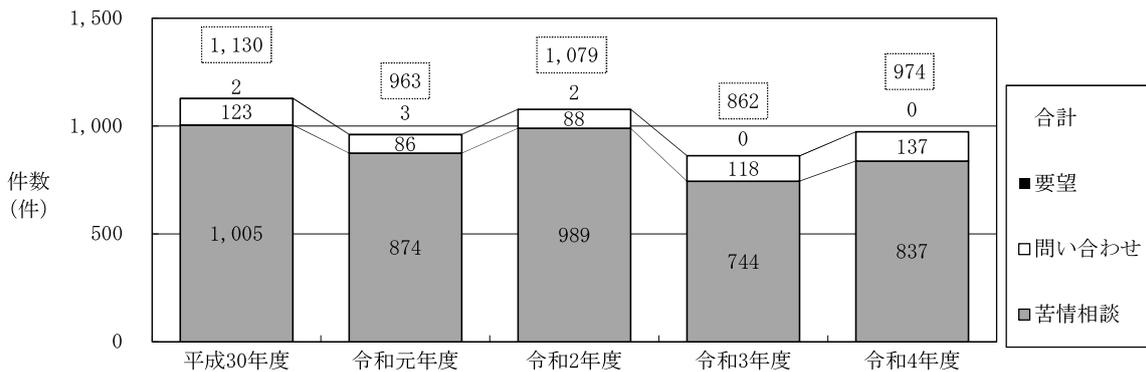
消費者を取り巻く環境が、社会の国際化、情報化、サービス化、高齢化などの影響を受け、大きく変化するなか、消費者トラブルはますます多様化、複雑化してきています。そこでこのような消費者被害を未然に防止するため、5名の消費生活相談員が情報提供やあっせん等により、消費生活相談の解決を図るとともに、各種啓発事業の推進、情報の提供を行い、市民の消費生活の安定と向上に寄与するものです。

1) 概要

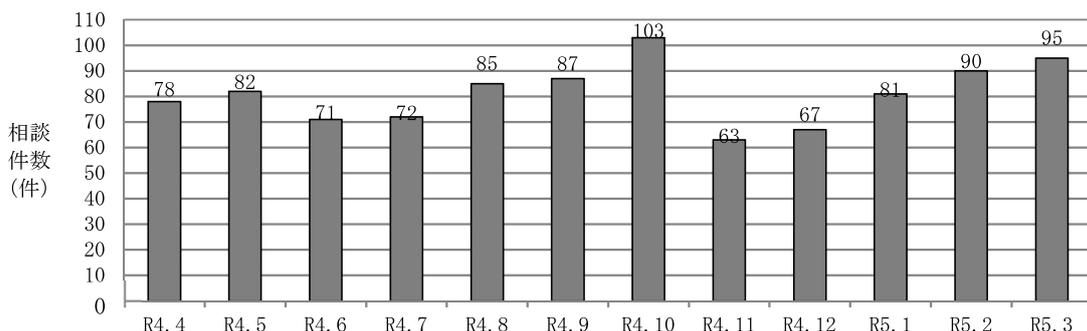
- ア. 名 称 成田市消費生活センター
- イ. 所 在 成田市花崎町 760 番地 成田市役所 2 階
- ウ. 設置年月日 昭和 61 年 7 月 1 日
- エ. 相談受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
(ただし、祝日・年末年始を除く)
- オ. 配置人数 5 名
- カ. 相談体制 原則毎日 3 名体制
- キ. 相談員の資格 消費生活相談員
- ク. 電話番号等 TEL 0476 (23) 1161 FAX 0476 (22) 4404

2) 消費生活相談事業

ア. 年度別相談受付件数推移

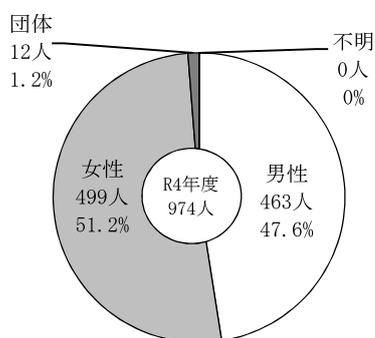


イ. 令和4年度月別相談件数

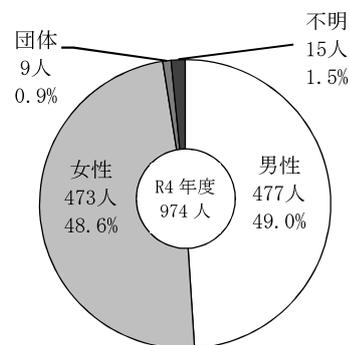


ウ. 令和4年度相談者・契約者の属性
【性別割合】

相談者の性別割合

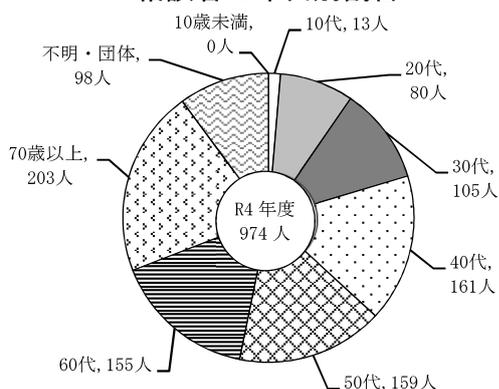


契約当事者の性別割合

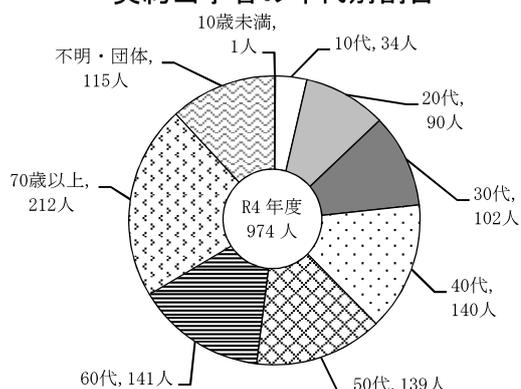


【年代別割合】

相談者の年代別割合

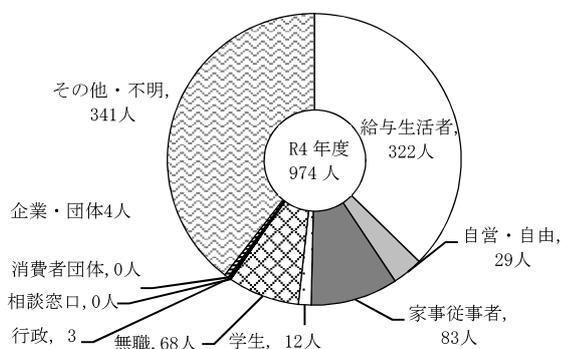


契約当事者の年代別割合

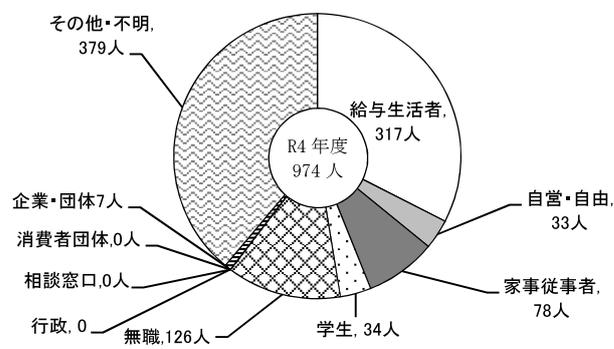


【職業等構成】

相談者の職業等構成



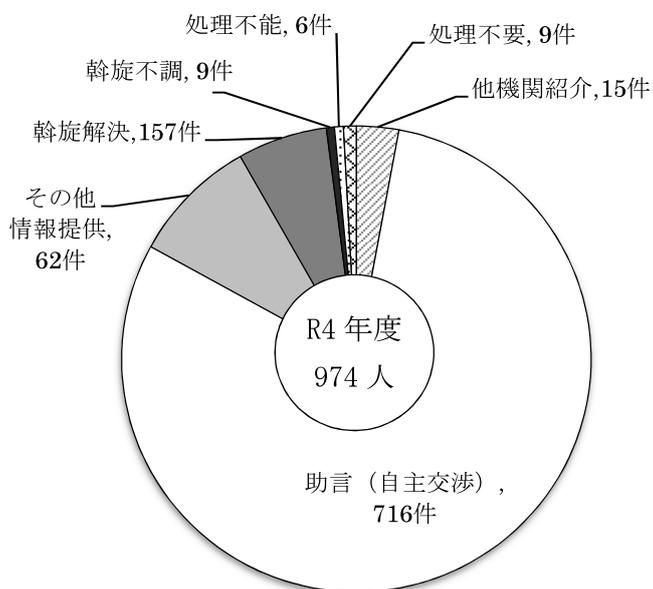
契約者の職業等構成



エ. 令和4年度年代別・性別・相談区分別相談人数（人）

年代	性別	苦 情		問 合		要 望		計	
		相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者
10歳未満	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	1	0	0	0	0	0	1
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
10代	男	7	19	0	1	0	0	7	20
	女	6	12	0	0	0	0	6	12
	不明	0	2	0	0	0	0	0	2
20代	男	35	40	3	4	0	0	38	44
	女	40	42	2	4	0	0	42	46
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
30代	男	48	48	3	2	0	0	51	50
	女	51	49	3	2	0	0	54	51
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
40代	男	64	60	7	5	0	0	71	65
	女	84	66	6	8	0	0	90	74
	不明	0	0	0	1	0	0	0	1
50代	男	66	59	9	7	0	0	75	66
	女	74	65	10	8	0	0	84	73
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
60代	男	56	48	15	12	0	0	71	60
	女	73	70	11	11	0	0	84	81
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
70歳以上	男	82	92	22	20	0	0	104	112
	女	79	78	20	22	0	0	99	100
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	男	36	44	10	16	0	0	46	60
	女	30	28	10	7	0	0	40	35
	不明	0	7	0	4	0	0	0	11
団 体		6	6	6	3	0	0	12	9
合 計		837	837	137	137	0	0	974	974

オ. 処理結果別相談件数



※他機関紹介：消費生活センターでは一切の処理をせず、他機関を紹介したもの。

助言(自主交渉)：自主解決の方法をアドバイスしたもの。

その他情報提供：斡旋以外の処理で、助言に該当しないもの。

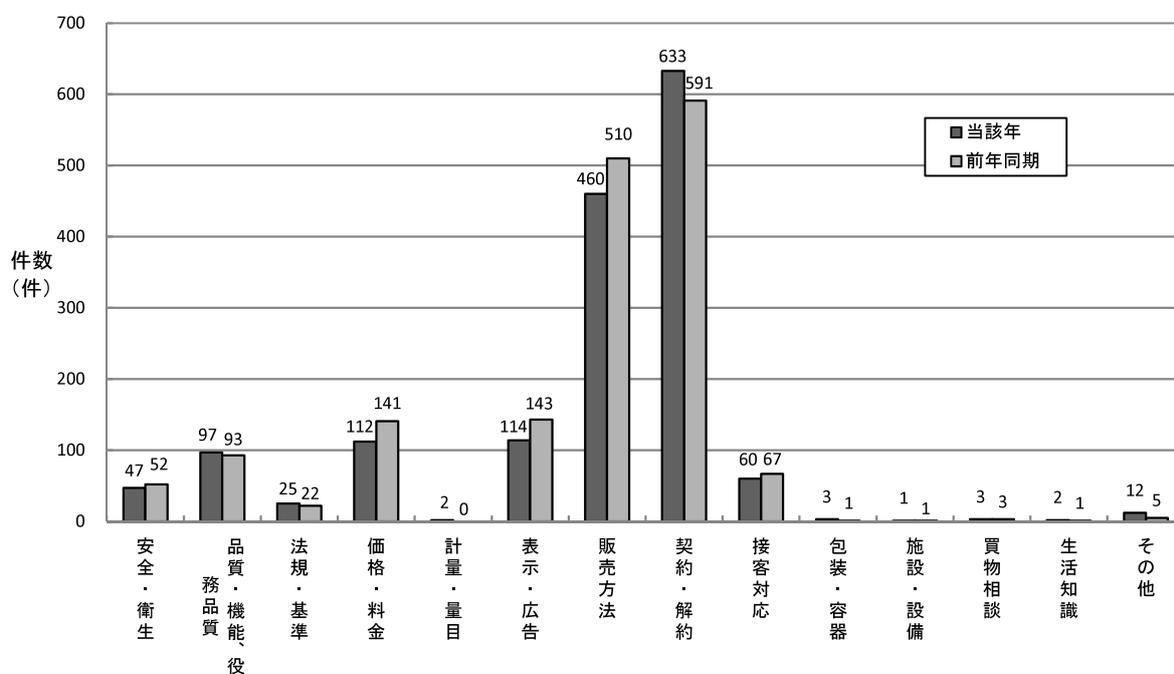
斡旋解決：斡旋の結果、解決がみられたもの。

斡旋不調：斡旋の結果、解決がみられなかったもの。

処理不能：物理的理由で処理できなかったもの（例：相談者と連絡が取れなくなった、相手事業者が倒産し連絡が取れなくなった等）。

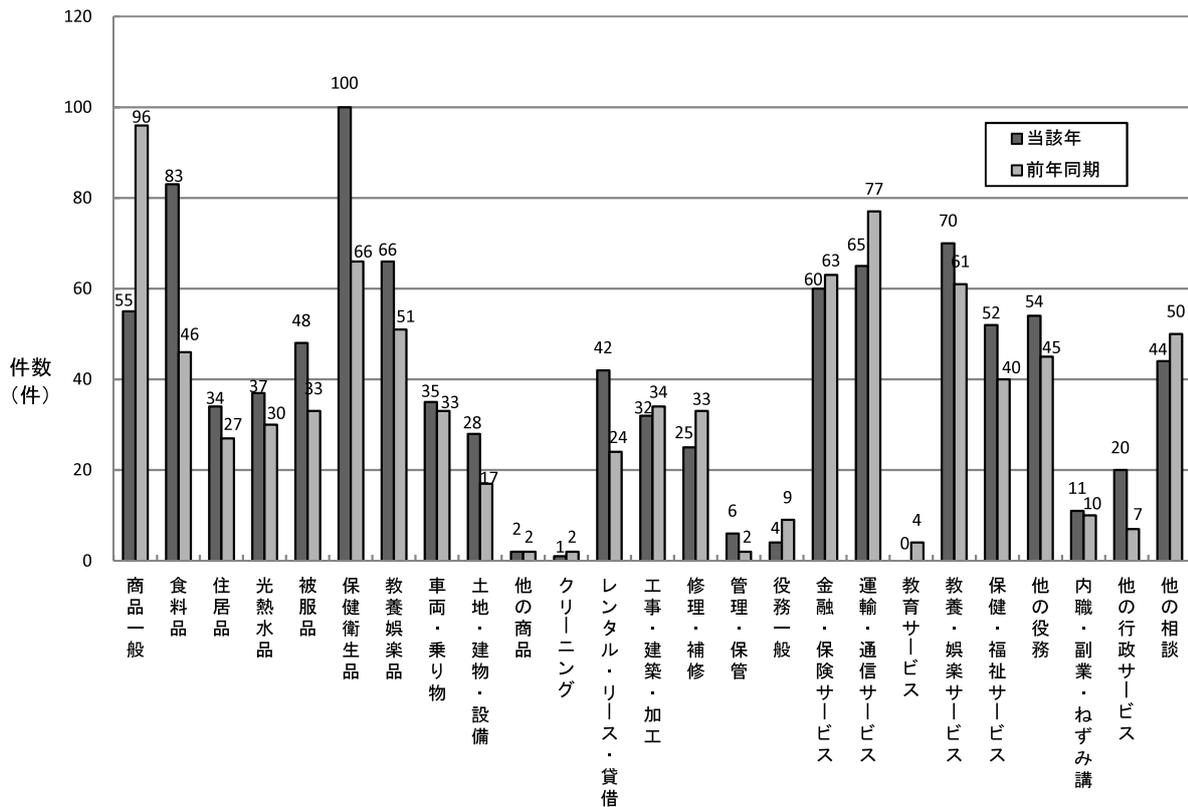
処理不要：相談者が消費生活センターに情報を提供しただけの場合や、相談を取り下げた場合など。

カ. 相談内容別件数推移



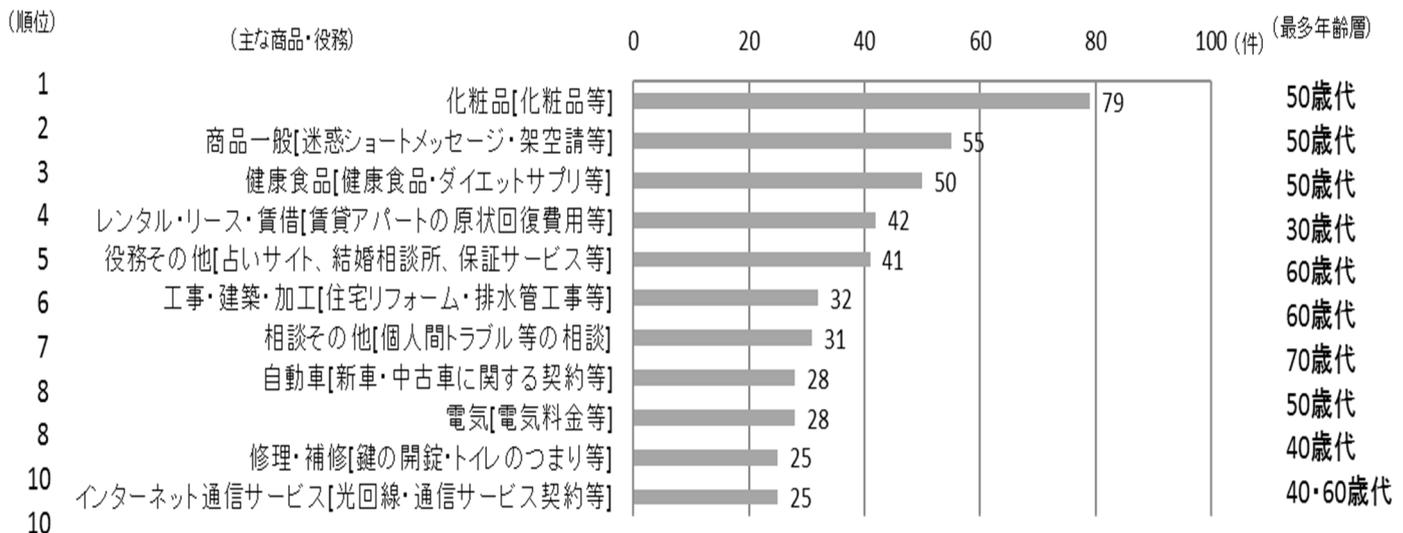
* 相談内容別件数は、重複したものすべてを集計したものです。

キ. 商品・役務分類別件数推移



* 相談内容別件数は、重複したものをすべてを集計したものです。

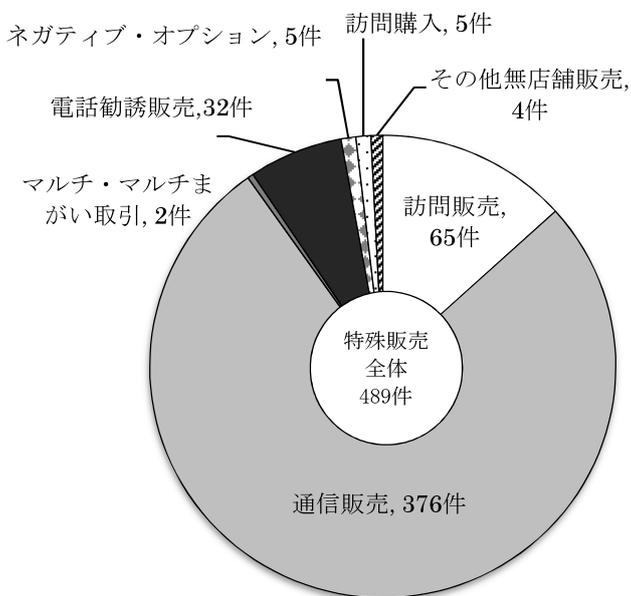
ク. 商品・役務別相談の主な内容キーワード（上位10位）



ケ. 特殊販売に係る販売購入形態別件数

店舗購入を除く販売購入形態(特殊販売)別の相談件数は 489 件で、全相談件数の 50.21% を占めた。

特殊販売に係る販売購入形態別件数



※訪問販売：営業所等以外の場所で申込や契約するもの

通信販売：電話やインターネットなどの通信手段によって契約するもの

マルチ・マルチまがい取引：連鎖販売取引とマルチまがい取引

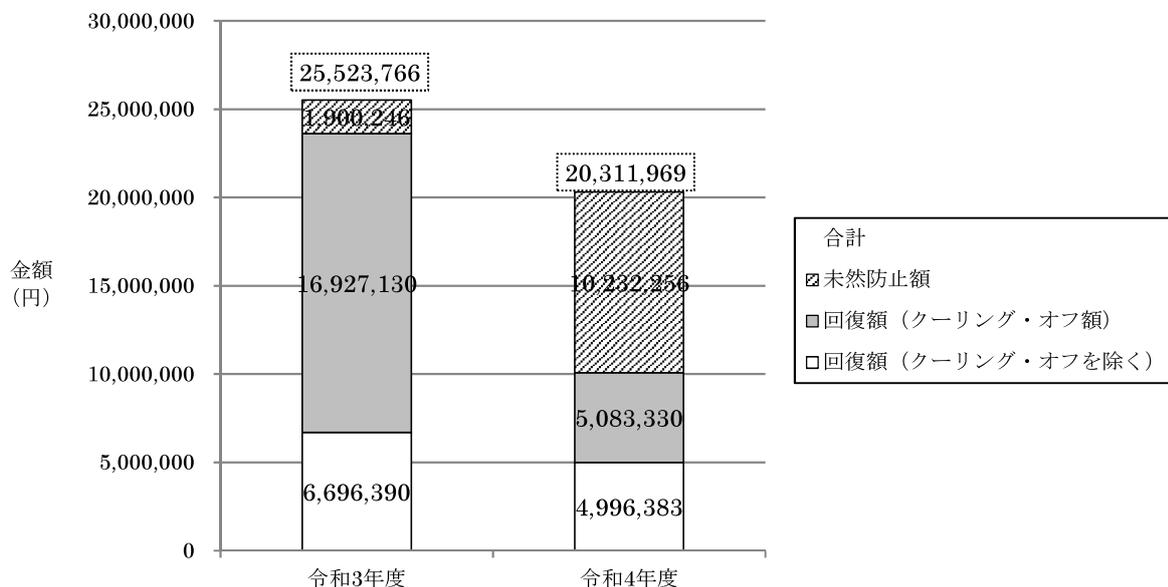
電話勧誘販売：電話における勧誘により郵便等で契約をするもの

ネガティブ・オプション：申し込んでいない商品が業者が送付するもの

訪問購入：消費者の自宅などで売買契約をし、業者が物品等を購入するもの

その他無店舗販売：露店や屋台など、店舗以外で契約するもの

コ. 内容別救済金額推移



※回復額とは

消費生活センターに相談することで、支払い済みの金額の全部又は一部がクーリング・オフや斡旋交渉によって返金または免除等された金額

※未然防止額とは

契約・申込をする前に消費生活センターに相談することで、支払わずに済んだ金額

3) 啓発事業

消費者が自らの意識の向上を図り、健全で安定した豊かな生活を営めるよう、各種啓発事業を行っています。

ア. 情報紙の編集・発行	情報紙「消費生活」年4回	4,300部/回
イ. 啓発資料の発行・配布	くらしの豆知識	1,000部
	「一人で悩まず、消費生活センターに相談してください！」 (一般向け啓発用小冊子)	350部
	「高齢者の消費者被害を防ぎましょう」 (一般向け啓発用小冊子)	100部
	「オトナ消費者へステップアップ！」 (若者向け啓発用小冊子)	550部
ウ. 図書・DVDの貸出	暮らしに役立つさまざまな書籍やDVDの貸出をしています。	
エ. パネルの展示	消費生活センターにおいて、啓発パネル(悪質商法全般等)の展示をしています。	
オ. 若者向け啓発用物資の配布	市内大学・専門学校等に若者向けの消費啓発物資の配布をしています。	

カ. 広報紙への掲載

「広報なりた」各月 1 日号において『消費生活 Q & A』というコーナーを設け、消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活に関する情報や消費者に必要な知識の提供をしています。

掲載年月日	タイトル (内容)
R4. 4. 1	ワンクリック詐欺に注意
5. 1	クレジットカードのトラブルに注意 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げ
6. 1	6 月から改正特定商取引法が施行
7. 1	電気料金の市場連動型料金プランの勧誘に注意
8. 1	6 月からクーリングオフの通知は電磁的記録でも可能に
9. 1	7 月から自転車保険の加入が義務化
10. 1	甘い言葉で誘導する ロマンズ投資詐欺に注意!
11. 1	暮らしのレスキューサービスでトラブルにならないために
12. 1	ずっと置いてある配置薬どうしたらいいの?
R5. 1. 1	電動キックボードは公道走行に注意
2. 1	賃貸借契約を理解して トラブルを防止
3. 1	アンケートに答えたら もしかして、デート商法?

4. 消費生活モニター

消費生活モニター制度は、消費生活の実態を調査し、市民の消費生活についての意見、要望等を正しく把握し、それを積極的に行政面に反映させることにより、市の消費者行政の効率的運営と向上を図るために設けています。

1) モニター制度

ア. 職務 市などが行うアンケート調査に協力すること。
消費生活に関する意見、要望等を報告すること。
情報を提供すること。
各種研修会等に参加すること。

イ. 定数 20名

ウ. 委嘱期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

エ. 報酬 一人あたり 月額4,000円

2) 令和4年度消費生活モニター活動状況

年月日	内容	備考
R4.4.27(水)	委嘱状交付式 第1回モニター会議 ・消費生活モニター制度の概要説明等 ・年間予定等について ・講義：「消費生活センターについて」 講師：成田市消費生活センター 吉村相談員	中会議室
5.19(木)	第2回モニター会議 ・講義「契約とクーリング・オフについて」 講師：成田市消費生活センター 岡田相談員 ・意見交換「年間活動計画等」	中会議室
6.17(金)	第3回モニター会議 ・講義「電磁波について」 講師：(一財)電磁界情報センター ・講義「成年年齢引き下げについて」 講師：成田市消費生活センター 関根相談員	中会議室

7.13(水)	第4回モニター会議 ・学習発表準備 ・消費者講座「家庭でできる省エネ・節電の進め方」 講師：(一財)省エネルギーセンター 沼田 美穂 氏	大会議室
8.17(水)	第5回モニター会議 ・講義「薬・サプリメント・残留農薬のはなし」 講師：(一社)日本臨床栄養協会 ・学習発表準備	中会議室
8.29(月)	消費者フォーラム&金融経済講演会	千葉県 文化センター
9.29(木)	第7回モニター会議 ・市内視察バス研修「ナリコークリーンセンター・ 新生成田市場・SDG s フェア」	市内
10.20(木)	第7回モニター会議 ・講義「ワタミファームの取組について」 講師：(有)ワタミファーム ・講義「成田市の環境～環境基本計画のはなし～」 講師：成田市環境計画課	中会議室
11.10(木)	第8回モニター会議 ・消費生活展準備(啓発物作成)	中会議室
12.23(金)	第9回モニター会議 ・消費生活展準備(啓発物作成) ・講義「食品添加物について」 講師：(一社)日本食品添加物協会	中会議室
R5.1.13(金)	第10回モニター会議 ・消費生活展準備(啓発物作成)	中会議室
1.21(土) ～22(日)	消費生活展	ユアエルム 成田店
2.7(火)	第11回モニター会議 ・講義「成田市の農業のはなし～現状と課題～」 講師：成田市農政課 ・消費者講座「ネットショッピングの落とし穴 ～よくあるトラブルと注意点～」 講師：(公社)全国消費生活相談員協会 高橋 千寿子 氏	大会議室

3.28(火)	第12回モニター会議 ・意見交換「1年間を振り返って」 解囑式	中会議室
---------	---------------------------------------	------

3) 令和4年度消費生活モニター名簿

地区名	氏名	備考
公津地区	石橋 アヤ子	
	杉本 竹正	
豊住地区	大野 芳美	
遠山地区	栗田 春代	
	堀池 亨	
中郷地区	吉岡 喜久雄	活動報告編集委員
ニュータウン地区	板倉 美津子	副座長・活動報告編集委員
	栄口 吉次	活動報告編集委員
	木部 真由美	書記
	篠田 敏道	放置自動車廃物判定委員会委員
	鈴木 健	なりた環境ネットワーク代表
	玉井 止水子	
	根本 隆司	
	布施 宏治	
布施 正美	座長	

5. 消費生活啓発事業

消費者に必要な情報提供等を行い、消費者が自ら考え自主的に行動していく契機を与える場を設定し、主体性を持った消費者の確立を目的として消費生活展や「なりた知っ得出前講座」などの啓発事業を開催しています。

1) 消費生活展

第49回成田市消費生活展

- ・テーマ 「目指そう！かしこい消費者～18歳から大人に～」
- ・日時 令和5年1月21日（土）～22日（日）
午前10時～午後4時
- ・会場 ユアエルム成田店 1階センタープラザ
- ・主催 成田市
- ・協賛 (株)ユアエルム京成 / (一社)千葉県LPガス協会 印旛支部成田地区会 / 生活協同組合コープみらい 成田地域センター / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / NPOせっけんの街 / (一社)成田市観光協会 / なりた環境ネットワーク / エコ・成田 / (公社)千葉県建築士事務所協会成田支部 / 成田市リサイクルプラザ運営委員会

- ・参加団体 成田市消費生活センター / 成田市消費生活モニター / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / 生活協同組合コープみらい / (一社)千葉県LPガス協会 / (一社)千葉県計量協会・千葉県計量検定所 / エコ・成田 / NPOせっけんの街 / (公社)千葉県建築士事務所協会成田支部 / (独)製品評価技術基盤機構 / (一社)成田市観光協会 / 成田市消防本部予防課 / なりた環境ネットワーク・成田市環境部環境計画課 / 成田市環境部クリーン推進課 / 成田市都市部公園緑地課 / 成田市交通防犯課

- ・来場者数 800人
※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、入場制限を行い、感染対策を講じたうえで開催した。

・過去の開催状況

回	年度	テーマ	期 間	会 場
45	29	できることからはじめよう！ 私たちの未来のために	H30. 1. 20～21	ユアエルム 成田店
46	30	みんなで考えよう！豊かなくらしの築き方	H31. 1. 19～20	ユアエルム 成田店
47	1	みんなで築こう！ ～豊かな消費社会を目指して～	R 1. 8. 24～25	ユアエルム 成田店
48	3	築こう！新しい日常 考えよう！より良い消費行動	R4. 1. 22～23	ユアエルム 成田店

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、消費生活パネル展を開催。

期間：R3.2.2～2.4

会場：赤坂ふれあいセンター 中央ホール

期間：R3.2.8～2.12(11日(祝)を除く)

会場：成田市役所1階市民ロビー

スタンプラリー (15:30 受付終了)

各出展団体ブースでクイズに答えてスタンプをもらおう！
もらったスタンプの数に応じて素敵な景品をプレゼントします♪



<景品例>

花苗、ハンディシーラー、ステーションナリーセット、スリムスポンジ、モバイルスタンド&クリーナー、うなりくんミニ3Pメモ帳、うなりくん定規、うなりくん消しゴムセット等

※注意1 スタンプラリー入場人数制限について

感染症感染対策により、スタンプラリー参加者の人数を制限する場合があります。

※注意2 花苗の受け取り時間指定について

花苗については、スタンプラリーの用紙を受け取った時間によって受け取り時間が指定されています。
引き換え券に指定された時間をご確認の上、受け取り忘れのございましたらご注意ください。



※注意3 花苗及び景品について

花苗及び各種景品は、無くなり次第、終了になります。



♪ うなりくん登場 ♪

うなりくんと一緒に写真を撮ろう！！

21日(土)・22日(日)ともに
11:00~/13:30~/15:00~
(各回約30分間)



※ 内容は変更になる場合があります

第49回

成田市消費生活展

目指そう！かしこい消費者

～18歳から大人に～

電気やガス、環境など幅広い分野の団体が出展。
パネル展示やパンフレット・啓発物資の配布など、
毎日の暮らしに役立つ最新情報がいっぱい！！
スタンプラリーに参加すると、景品のプレゼントもあるよ♪うな。



令和5年 1月21日(土)・22日(日)

10:00~16:00

会場：ユアエルム成田店 1階センタープラザ

※手指の消毒・マスクの着用等感染症対策にご協力ください。

※会場へは、なるべく公共交通機関にてお越しください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、内容の変更や急遽中止の判断をさせていただきますのであらかじめご了承ください。

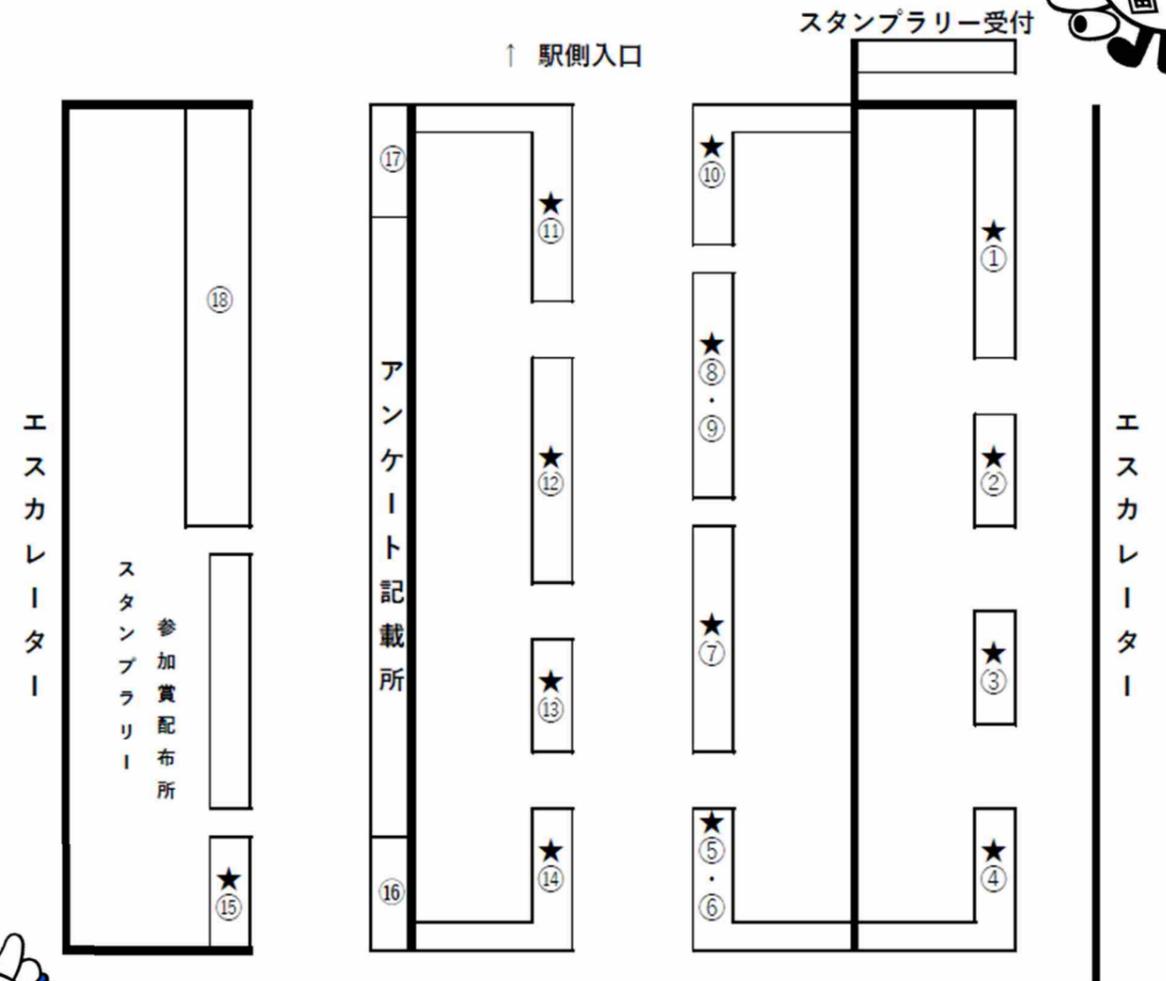
主催：成田市経済部商工課(☎0476(20)1622)

— 出 展 紹 介 —

会場図	団体名およびテーマ	内 容
①	成田市消費生活センター 〈暮らしの身近な窓口〉	・消費生活センターのPR ・消費生活啓発用小冊子、マグネット等の配布
②	(公社)千葉県建築士事務所協会 成田支部 〈省エネな住宅〉	・耐震に関するパンフレットの配布
③	成田市リサイクルプラザ運営委員会 〈SDGsを考えましょう〉	・リサイクルプラザでのリサイクル教室やフリーマーケットのパネル展示 ・壊れた雨傘の布を再利用して作ったエコバッグの配布
④	NPO せっけんの街 〈未来の子ども達に美しい環境を残すために、水にこだわったせっけんでくらしませんか〉	・リサイクルせっけんの無料配布 ・NPO せっけんの街の活動紹介(せっけんの使い方など) ・雨水タンクのパネル展示 ・チラシの配布
⑤/⑥	(一社)千葉県計量協会/ 千葉県計量検定所 〈環境と暮らしを守る-正しい計量-〉	・計量に係るパネルの展示及びパンフレットの配布 ・クイズ正解者へ景品の配布
⑦	成田市消費生活モニター 〈消費行動は社会をかえる-18歳は大人です-〉	・成年年齢引き下げに関する掲示 ・持続可能な社会に関する掲示
⑧/⑨	成田市環境部環境計画課/ なりた環境ネットワーク 〈身近なエコを実践しよう〉	・環境啓発に関する呼びかけ ・環境啓発物資、環境学習冊子等の配布 ・募金の実施
⑩	成田市環境部クリーン推進課 〈資源物とごみの分け方〉	・成田市のごみの状況 ・リサイクルやごみの減量についてのPR ・雑がみ保管袋やその他チラシの配布
⑪	(一社)千葉県LPガス協会 印旛支部成田地区会 〈災害に強い味方LPガス〉	・ポスターの掲示 ・パンフレットの配布
⑫	(一財)関東電気保安協会 〈電気の安全と省エネルギー〉	・電気安全動画の放映 ・電気安全ポスターの掲示 ・パンフレットの配布 ・パンチングボールの配布
⑬	【土曜日のみ】 生活協同組合コープみらい 〈コープみらいのサステナビリティ〉	・試供品の提供 ・タペストリーの掲示
⑭	エコ・成田 〈地球温暖化防止と省エネ〉	・地球温暖化防止に関するパネルの展示 ・省エネルギー実験体験器具の紹介

会場図	団体名およびテーマ	内 容
⑮	【土曜のみ】 成田市市民生活部交通防犯課 〈高めよう地域の防犯力〉	・空き巣や乗り物盗など身近な犯罪や電話 de 詐欺などの被害にあわないための啓発 ・啓発物資の配布
⑯	(一社)成田市観光協会 〈成田の観光イベントのPR〉	・観光ポスターの掲示 ・観光チラシの配布
⑰	(独)製品評価技術基盤機構 〈身近な製品で、こんな事故が起こっています〉	・身の回りでよく使う製品の事故事例の紹介パネルの展示 ・製品事故に関するパンフレットの配布
⑱	成田市都市部公園緑地課 〈緑化推進〉	・花苗(パンジー)の配布

会場案内図



※「★」が付いている団体(①~⑮)は、スタンプラリー実施団体です

※出展団体及び内容は、変更になる場合があります

2) 出前講座

日 時	場 所	受 講 団 体	講 師	参加人数
R4. 8. 1 (月) 10:00~12:00	生涯大学校	生涯大学院 (1年1組)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	17
R4. 8. 3 (水) 10:00~12:00	生涯大学校	生涯大学院 (1年2組)	成田市消費生活センター 消費生活相談員	32
R4. 9. 14 (水) 14:10~14:40	三里塚コミュニティセンター	遠山地区 民生委員児童委員協議会	成田市消費生活センター 消費生活相談員	31
R4. 11. 1 (火) 13:30~14:30	成田市役所 第三委員会室	介護保険課	成田市消費生活センター 消費生活相談員	5
R4. 11. 17 (木) 13:30~14:30	下総地域福祉センター	認知症カフェ ひまわり	成田市消費生活センター 消費生活相談員	9
R4. 11. 27 (日) 10:30~11:30	西三里塚共同利用施設	ウェストリー	成田市消費生活センター 消費生活相談員	23
R4. 12. 19 (月) 9:00~9:50	千葉県立下総高等学校	千葉県立下総高等学校	成田市消費生活センター 消費生活相談員	198

3) 親子で学ぶ消費者講座

日 時	テーマ	行 き 先	参加人数
R4. 8. 3 (水) 9:00~16:00	私たちの日々の生活に密接に関わる新聞の印刷工場の見学を通じて、また消費生活相談員による消費者トラブルに関する講座を受講することで、消費生活について楽しく学ぶ	朝日プリンテック船橋工場 千葉県消費者センター	8

4) 消費者講座 (一般向け)

日 時	場 所	テーマ	講 師	参加人数
R4. 7. 13 (水) 13:30~15:35	市役所 6階 大会議室	家庭における 省エネ・節電の 進め方	(一財) 省エネルギーセンター 講座講師 沼田 美穂 氏	31
R5. 2. 7 (火) 13:30~15:30	市役所 6階 大会議室	ネットショッピングの落とし 穴~よくあるトラブルと注意 点~	(公社) 全国消費生活相談員 協会 消費生活相談員 高橋 千寿子 氏	38

令和4年度第1回消費者講座

家庭における 省エネ・節電の進め方



いま知りたい、
夏の節電

家庭でできる
地球温暖化
対策

地球にも
家計にも優しい
ゼロカーボン
アクション

日時

令和4年 7月13日(水)

13:30~15:30

場所

成田市役所 6階 大会議室

講師

(一財)省エネルギーセンター 講座講師
消費生活アドバイザー・環境カウンセラー
沼田 美穂 氏

定員・参加費

50名(先着順)・無料

申込<要>

氏名・電話番号・お住まいの地域を
以下連絡先のいずれかにて商工課へ

【申込・お問合せ先】

成田市経済部商工課

電話：0476-20-1622

FAX：0476-24-2185

E-mail：shoko@city.narita.chiba.jp



◆ご来場の際は、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします◆

令和4年度第2回消費者講座

ネットショッピングの落とし穴 ～よくあるトラブルと注意点～

日常生活にすっかり定着したインターネットショッピングですが、お試しのつもりが定期購入だった…など、トラブルが後を絶ちません。今回の講座では、ネットで買い物するときの注意点やよくあるトラブルについてわかりやすく紹介します♪

日時  令和5年2月7日(火) 13:30～15:30

場所  成田市役所 6階 大会議室

講師  (公社) 全国消費生活相談員協会

消費生活相談員 高橋 千寿子 氏

定員  50名(先着順)

申込  氏名・電話番号・お住まいの地域を

以下連絡先のいずれかにて商工課へ

**参加料
無料**



【申込・問い合わせ先】

成田市経済部商工課

電話：0476-20-1622 FAX：0476-24-2185

E-mail：shoko@city.narita.chiba.jp

◆ご来場の際は、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします◆

※今後新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、急遽中止の判断をさせていただきますのであらかじめご了承ください。

※手指消毒・マスクの着用にご協力ください。

※ご自身や同居しているご家族の中で発熱や咳、倦怠感などの症状がある場合や濃厚接触者と認定された場合については参加をお控えください。

6. 計量器適正化推進事業

消費者保護の立場から、計量法に基づき取引・証明に使用されている計量器（はかり）を対象に適正計量器を確保し、取引証明上の計量の安全を図り、計量の面から住民の福祉に貢献することを目的として、千葉県計量検定所に市が協力し、2年に1回計量器定期検査（当市は偶数年度）を実施しています。

特定計量器定期検査（令和4年度実績）

ア. 集合場所検査

（受検者が計量器を検査会場に持参して行う検査）

検査日程	検査場所	検査戸数	検査個数		不合格数		免除個数
			はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり	はかり
7/12	成田市農業協同組合 経済センター	20	64	37	0	0	3
7/13	大栄公民館	10	35	0	0	0	7
7/14	下総支所	8	11	9	0	0	0
7/15	成田市公設卸売市場	31	73	48	3	0	5
7/19	成田市総合流通セン ター	26	65	14	1	0	4
7/20	成田市役所	29	47	18	0	0	2
7/21	成田市役所	24	49	24	0	0	2
7/22	保健福祉館	18	125	16	5	0	0
小計		166	469	166	9	0	22
合計		166	635		9		23

イ. 所在場所検査

(計量器の数が多の場合、あるいは土地建物に取り付けられ運搬が困難な場合に設置場所で行う検査)

検査日程	検査戸数	検査個数		不合格数	
		はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり
8月24日	2	58	0	1	0
8月25日	3	63	0	3	0
8月26日	3	5	5	0	0
8月29日	3	21	0	0	0
8月30日	1	85	14	4	0
10月19日	1	1	0	0	0
10月25日	5	46	21	3	0
11月2日	1	10	0	0	0
3月7日	1	1	0	0	0
小計	20	290	40	11	0
合計	20		330		11

7. 製品安全 4 法等による立入検査

消費者行政に関する消費生活用製品安全法（特定製品に対する PSC マーク等の有無と表示状況）、家庭用品品質表示法（品質に関する表示の有無と表示状況）、電気用品安全法（電気用品販売店における認定品以外の電気用品販売の有無）、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（ガス用品の PSTG マーク・液化石油ガス用品の PSLPG マークの有無と表示状況）に基づく一般小売業者の立入検査を実施しました。

法 律	調 査 品 目	調査店舗数	違反件数
消費生活用製品安全法	家庭用圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、携帯用レーザー応用装置、ライター	1	0
家庭用品品質表示法	繊維製品（4 品目）、合成樹脂加工品（3 品目）、電気機械器具（3 品目）、雑貨工業品（4 品目）	2	0
電気用品安全法	オーブントースター、ホットプレート、洗濯機、モバイルバッテリー、AC アダプター、こたつ	2	0
ガス事業法	ガス瞬間湯沸器、ガスコンロ	0	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	カートリッジ式ガスコンロ	2	0

参 考 资 料

消費生活

No. 141

令和4年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆こちら成田市消費生活センターです
消費生活センターの役割や業務について紹介します。
- ◆成田市消費生活センターにおける
令和3年度の相談概要



4月27日(水)に令和4年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。消費者と行政のパイプ役として、また地域の「かっこいい消費者」のリーダーとして、市民の皆さんの消費生活を向上させるためのお手伝いをしていきます。

モニター委嘱者(50音順・敬称略)

石橋アヤ子(はなのき台)	大野 芳美(安西)	篠田 敏道(中台)	玉井止水子(玉造)	布施 正美 (玉造)
板倉美津子(玉造)	木部真由美(玉造)	杉本 竹正(飯田町)	根本 隆司(橋賀台)	堀池 亨(三里塚御料)
栄口 吉次(中台)	栗田 春代(吉倉)	鈴木 健 (吾妻)	布施 宏治(玉造)	吉岡喜久雄(和田)

以上15名

こちら成田市消費生活セン

1 消費生活センター

(1)消費生活センターってどんなところ?

商品やサービスを購入して不満を持ったり被害に遭ったりした消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、解決のための助言やあっせん、くらしに役立つ情報提供、消費者教育、啓発などを行う地方公共団体の行政サービス機関です。



(2)どのようなトラブルについて相談できるの?

- ①商品やサービスの契約をして事業者とトラブルになった
例)通信販売による定期購入のトラブル、屋根等の施工工事、エステ契約等
- ②商品やサービスに疑問を感じたとき
- ③商品の使用による事故が発生したとき
- ④多重債務(借金)の相談

(3)どのような支援を受けられるの?

- ①相談者が自ら解決が出来るよう、対処法をアドバイスして自主交渉を支援する。
- ②社会経験の乏しい若者や高齢等で自主交渉が難しい複雑な案件である場合は、センターが事業者との交渉の支援(あっせん)をする。
- ③苦情や被害の発生を未然に防止するための情報提供をする。
- ④より適切な相談機能を備えた機関を紹介する。

2 成田市消費生活センターの紹介

(1)相談受付曜日と時間

月曜日～金曜日 9時30分～16時30分

※土日祝祭日・年末年始はお休みです。

※消費者ホットライン「188(局番なし)」お近くの開所している消費生活センターや消費生活相談窓口等を案内します。
但し、年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。



(2)相談電話番号 0476-23-1161 (FAX 0476-22-4404)

(3)相談方法 電話または来所相談のみでメールでの相談は受け付けていません。

(4)相談対象者 成田市在住、在勤、在学の方
(在勤、在学の方に関するあっせんは居住地のセンターを案内する場合があります)

ターです

消費生活センターの役割や業務について紹介します

(5) 相談員による業務内容

1 消費生活相談

- 相談者と事業者間のトラブルに関して、全国から寄せられた相談情報等を参考に助言、情報提供、あっせんをおこなっています。* 令和3年度の相談概要はP4参照



2 情報誌「消費生活(季刊)」の編集、発行

- 消費者関連法律改正や最近増えている相談事例など、消費生活に役立つ情報を年4回発行しています。
- 公民館や図書館などの市内の公共施設で配布しています。
- 令和3年度特集記事
 - No.137 通信販売トラブルQ&A・令和2年度相談概要
 - No.138 保険金が使えないという住宅修理サービストラブル・消費生活モニターの活躍
 - No.139 令和4年4月から成人年齢引き下げ
 - No.140 サブスクリプションサービス契約のトラブルを避けるために・消費生活モニターの活動内容



3 「広報なりたQ&A」への掲載

- 多くの相談の中から皆様にお伝えしたい相談内容をQ&Aの形にして月初発行の「広報なりたQ&A」欄に掲載しています。
- 直近のQ&A
 - ・ワンクリック請求に注意
 - ・光回線からアナログ回線への切替に関する勧誘に注意
 - ・百貨店の名称をかたる偽通販サイトに注意
 - ・コインパーキングの料金トラブルに注意
 - ・一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に



広報なりた 2021年12月1日号 から抜粋

4 出前講座による啓発活動

- 相談員が講師として出向き、契約上のトラブルや悪質商法等の被害に遭わないために知っておきたい契約上の知識を分かりやすくお話しします。

なりた知っ得出前講座

- 講座テーマ ・悪質商法あれこれ ・賢い消費者のススメ(若者向け)
- 市内在住・在勤・在学する10人以上の団体やグループが対象です。
- 講師派遣の費用は無料です。

問合せ先: 成田市経済部商工課 TEL: 0476-20-1622



成田市消費生活センターにおける令和3年度の相談概要

令和3年度に成田市消費生活センターに寄せられた相談件数は862件で、昨年度(1,079件)より217件減少しました。相談内容の1位は「商品一般」に関する相談が96件で、昨年度(127件)より31件減少しました。架空の請求をショートメッセージやハガキで送ってくるなどの相談が該当します。2位は「運輸・通信サービス」に関する相談が77件で、昨年度(38件)より39件増加と大きく変動しました。光回線にする、アナログ回線に戻すなどの相談が該当します。3位は「保健・衛生品」に関する相談が65件で、昨年度(62件)より3件増加しました。化粧品などの解約・返金に関する相談が該当します。4位は「金融・保険サービス」に関する相談が61件で昨年度(43件)より18件増加しました。火災保険や投資ファンドなどの相談が該当します。相談件数が前年より大きく減少する中、定期購入・副業・暗号資産に関するトラブルが増加や複雑化する傾向にあります。

令和3年度の救済金額の合計は約2,545万円(未然防止7%、回復93%)^{※2}で、昨年度より約47万円増加しました。

簡単にできる儲け話や市場価格より極端に安い商品・サービスは注意が必要です。契約する前やお金を支払う前にもう一度よく調べましょう。また、家族や消費生活センターに相談しましょう。

※1 「全国消費生活情報ネットワークシステム」の略称

※2 消費生活センターがあっせんすることで、請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払い済みだが返金(全額・一部返金)されたものを回復としています。
救済金額()内は金額による比率です。件数の場合は(未然防止25%、回復75%)

◆商品・役務別相談上位10位◆

令和4年4月末時点

順位	おもな商品・役務	件数
1	迷惑ショートメッセージ・架空請求など(商品一般)	96件
2	光回線・通信サービス契約など(運輸・通信サービス)	77件
3	化粧品など(保健・衛生品)	65件
4	火災保険・投資ファンドなど(金融・保険サービス)	61件
5	アダルトサイト・資格講座など(教養・娯楽サービス)	60件
6	携帯電話・ゲーム・電子タバコ・パソコンなど(教養娯楽品)	51件
7	健康食品・サプリメントなど(食料品)	46件
8	エステ・まつ毛エクステンションなど(保険・福祉サービス)	40件
9	住宅リフォーム・排水管工事など(工事・建築・加工)	34件
10	新車・中古車に関する契約など(自動車)	33件

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎23-1161 ●

消費生活

No. 142

令和4年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



◆冬は家庭内事故が増える季節です!!

◆消費生活モニターが活躍しています!

第1回消費者講座を開催しました



7月13日(水)に(一財)省エネルギーセンターの講座講師である沼田美穂氏を講師に招き、「家庭における省エネ・節電の進め方」をテーマに講座を開催しました。地球温暖化の仕組みやすぐに実践できる日々の暮らしに大変役立つ省エネ・節電についてわかりやすく学べる講座となりました。

親子で学ぶ消費者移動教室を開催しました

8月3日(水)に小学生を対象とした「親子で学ぶ消費者移動教室」を開催し、船橋市にある「朝日プリンテック船橋工場」と「千葉県消費者センター」へ行きました。私たちの生活に密接に関わる新聞のことや、消費生活に関するトラブルについて、親子で楽しく学ぶことができました。



印刷の仕組みについて(朝日プリンテック)



消費者講座(千葉県消費者センター)

冬は家庭内事故が増える季節です!!

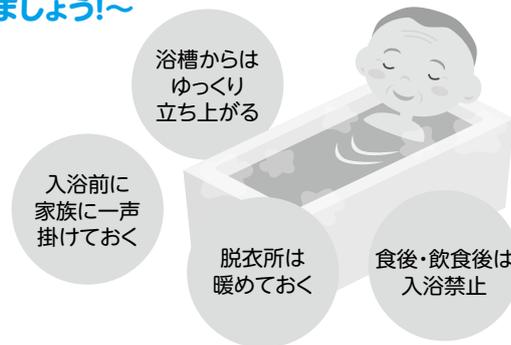
「安全・安心・快適」な暮らしを続けるために、身近な事例を知って今から備えましょう!

冬に多発する高齢者の入浴中の溺水事故に注意! (参照:消費者庁令和3年12月8日ニュースリリース)

～11月26日は「いい風呂」の日です。みんなで入浴習慣を見直しましょう!～

安全に快適に入浴するために

- (1) 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう
- (2) 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう
- (3) 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう
- (4) 食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避けましょう
- (5) 入浴する前に同居者に一声掛けて、意識してもらいましょう
- (6) 入浴前後にコップ1杯の水分補給をしましょう

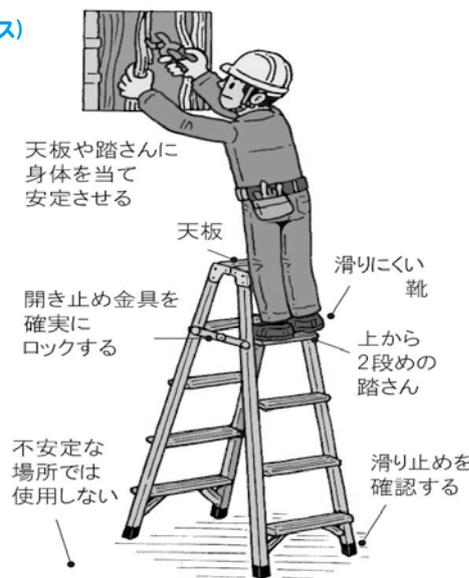


掃除中の転落等に注意! (参照:消費者庁令和3年12月8日ニュースリリース)

～大掃除をすることが多い12月に多く発生!～

事故を防ぐためのポイント

- (1) 脚立やはしごを使用した高所作業は極力控え、行う場合は広いステップや上枠がついた身体のバランスを取りやすい用具を使い安定した場所で無理なく行いましょう
- (2) 風呂場など滑りやすい場所で掃除をする際には転倒に注意し、足場が濡れている場合は事前に拭き取りましょう
- (3) 脚立やはしごを使用する場合は、出来るだけ支えてもらう人と一緒に作業しましょう



出典:厚生労働省 労働基準監督署

ワンポイント

右図のように2段目以下の踏さんを使用します
天板上や天板をまたいで作業をしてはいけません

餅による窒息に注意! (参照:消費者庁令和3年12月8日ニュースリリース)

～死亡事故の4割が1月に、2割が正月三が日に発生!～

事故を防ぐためのポイント

- (1) 餅は小さく切り、食べやすい大きさにしましょう
- (2) お茶や汁物などを飲み、喉を潤してから食べましょう
- (3) 一口の量は無理なく食べられる量にしましょう
- (4) ゆっくりとよく噛んでから飲み込むようにしましょう

ワンポイント

舌や唇の動きや口周りの筋肉を鍛える「パタカラ」
体操を毎日やってみましょう

お口の周りや舌の筋力低下を予防する体操

～新生活習慣! 食前に行いましょう!～



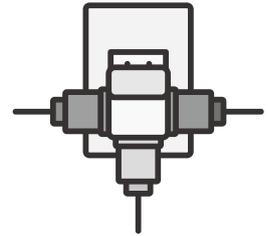
出典:健康ひょうご21県民運動

配線器具による事故に注意! (参考:東京都くらしWEB、製品評価技術基盤機構HP)

～冬は暖房器具など消費電力が大きい器具を使うので特に注意!～

事故を防ぐためのポイント

- (1) たこ足配線はできるだけしないようにしましょう
- (2) ケトルなど消費電力が大きい製品のコードは束ねないようにしましょう
- (3) 大掃除にはコンセントまわりを乾拭きしてトラッキング現象を予防しましょう



タコ足配線

電気容量オーバーは過熱(発火)の原因に!

ワンポイント

冬は消費電力が多い家電製品を多く使いがちです。消費電力を確認して、コンセントや延長コードの定格消費電力を超えないように気を付けましょう

●コンセント

定格消費電力
1500Wまで ※一部例外あり

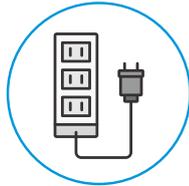


トラッキング現象

ホコリや湿気で栓刃や電線以外の通り道ができるためにおきる現象

●テーブルタップ

定格消費電力
1500Wまで / 1200Wまで / 1000Wまでの3種類あり



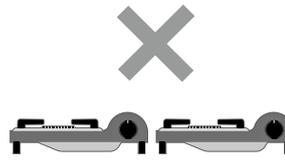
コードを束ねる

電源コードを束ねたまま使ったり釘やステーブルで固定すると過熱(発火)の原因に!

カセットこんろの使い方に注意! (参照:政府広報 あなたは大丈夫?冬の製品事故)

～冬は鍋の季節!特に使い始めに注意!～

- (1) カセットこんろを2台並べた使用は絶対にしてはいけません
- (2) カセットボンベが正しく装着されている状態で使用しましょう
- (3) 五徳を逆さにしたり、外したままにせず、正しい位置に取り付けて使用しましょう
- (4) カセットこんろに適合したカセットボンベを使用しましょう
- (5) ガスこんろやストーブなどの熱源の近くに置かないように予防しましょう



加熱してカセットボンベが爆発する可能性があります!



五徳を逆さのまま使うと加熱してカセットボンベが爆発する可能性があります!

電子レンジ火災に注意! (参照:東京消防庁HP)

～冬は焼きいもの季節 さつまいもの温めに注意!～

電子レンジ火災を防ぐ心得

- (1) さつまいもや中華まんなどは、長時間加熱すると爆発的に燃焼する危険性があります。加熱時間を長めにせず、取り扱い説明書等を確認しましょう
- (2) 調理中はその場を離れず、庫内の様子を見ながら加熱します
- (3) 電子レンジ周辺には、可燃物は置かないようにしましょう



さつまいもを加熱し過ぎると爆発して扉が開いてしまうことが!

ワンポイント 電子レンジ火災時の対応

扉を開けずに電源を遮断⇒扉を閉めたまま、慌てずに庫内の様子を見る⇒火が消えなければ、扉を閉めたまま、消火器などを準備する ※火災が発生したときは、119番に通報します

消費生活モニターが活躍しています!

令和4年4月に委嘱された15名の消費生活モニターは、毎月会議を行い、消費生活相談員や各専門家による消費生活に関する学習会を行い、私たちの暮らしにかかわる様々なことを学んでいます。そして、そこで得た知識を地域における活動などを通じて、市民の皆さんに啓発しています。

令和4年度は、活動の一環として2つのグループに分かれて消費生活に関するテーマについてまとめました。その成果物を下記日程で各施設に掲示して学習発表を行います。消費生活モニターの活動を知っていただき、皆さんも一緒に「かしこい消費者」になりましょう!



学習会の様子



学習発表準備の様子

消費生活モニター学習発表日程

- 発表テーマ:グループ①「エネルギーについて」
- 発表テーマ:グループ②「エシカル消費について」

開催時期	開催会場
10月 1日から10月31日	下総公民館
11月 1日から11月30日	大栄公民館
12月 1日から12月28日	三里塚コミュニティセンター
1月10日から 1月31日	もりんぴあこうづ(公津の杜コミュニティセンター)
2月 1日から 2月28日	赤坂ふれあいセンター

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎23-1161 ●

消費生活

No. 143

令和5年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆令和4年10月1日から
海外からの模倣品流入規制が強化されました。
- ◆令和5年度の「成田市消費生活モニター」を
募集します。



なりた知っ得出前講座を
開催しました!



12月19日(月)に千葉県立下総高等学校の全校生徒を対象とした、なりた知っ得出前講座を開催しました。成田市消費生活センターの相談員が、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い変更になった点や、契約・解約する際に注意するポイントのほか、若者に多い消費者トラブルなどについて説明しました。

令和4年
10月1日から



海外からの 模倣品流入規制が 強化されました。

令和4年10月1日に改正商標法、意匠法及び関税法が施行されました。これにより海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品が「輸入してはならない貨物」として税関による没収の対象となりました。

改正法施行前は、国内事業者が模倣品を輸入する行為が規制されていましたが、個人使用目的で輸入される模倣品は税関による取り締まりの対象外でした。

しかし、改正法施行後は海外の事業者が郵送等により模倣品を国内に持ち込む行為が権利侵害行為となることが明確化され、規制されることになりました。

このため、個人使用目的であっても税関の取り締まりの対象となりました。

消費者がインターネット通販で商品を購入し、海外から商品が直接送付されてくる場合も取り締まりの対象となります。

税関で模倣品の疑いがある物品が発見されると、税関で模倣品であるかどうか判断するために「認定手続」が開始され、消費者には税関から「認定手続開始通知書」が届きます。模倣品と認定されるとその商品は税関に没収され、消費者の手元には届きません。

没収の対象となった場合でも、消費者(個人輸入者)に罰則はありません。

※輸入者に事業性があれば、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはこれを併科

没収された模倣品の購入代金について、税関による補償制度はありません。

税関で認定手続が開始されなかったことをもって、税関が正規品であると判断したということにはなりません。



◆模倣品トラブル こんな時はどうする?◆

Q1.....

税関から認定手続開始通知書が届いた。代金を支払ったのに商品は手元に届かないのか。どうしたらよいか。

A1 税関のホームページに認定手続きについて記載されています。消費者が税関に対して証拠や意見を提出しなければ、模倣品と認定される可能性が高くなります。模倣品と認定された場合は、商品は税関で没収されます。



Q2.....

注文品は模倣品として税関に没収された。模倣品を注文したわけではないので購入代金を返金してほしい。

A2 税関による補償制度はありません。日本の税関により模倣品と認定されたことを示す書類を根拠に、事業者と交渉しましょう。しかし、模倣品販売をする事業者は連絡が取れなかったり、対応しない場合が多いと考えられます。

事業者の対応が得られない場合は、支払い方法によって対応が異なります。

①クレジットカード払いの場合

→カード会社に事情を説明して相談します。

②国内の銀行口座に振り込んで支払った場合

→警察に相談するとともに振り込み詐欺救済法に基づき、当該銀行に申し出ることで、被害の一部が救済される場合があります。



Q3.....

詐欺・模倣品サイトかどうかを判断するポイントはあるのか。

A3 サイトに以下の特徴がある場合は、事業者が悪意を持って販売を行っている可能性があります。

- サイトのURL表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる。
- サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない、または虚偽の住所を記載している。
- 問い合わせのメールアドレスがフリーメール
- サイト内の日本語が正しく表記されていない
- ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
- 市場では希少なものがこのサイトだけ入手可能となっている
- 商品が到着しない、または注文したのとは異なる商品が到着し、交換・返金に応じてもらえない
- 事業者と連絡が取れない
- 支払い方法が銀行振り込みに限定されている。(クレジットカードの利用ができるとサイトに表示されていても、後から銀行振り込みを指定される場合もある。)



Q4

トラブルにあってしまったらどうすればいいか。

A4 国内の事業者であれば居住地の消費生活センターに相談しましょう。

海外の事業者であれば、国民生活センター越境消費者センター（CCJ）に相談することができます。CCJのホームページ上では同様の相談事例について紹介しています。ご自身での解決が難しく相談を希望する場合は相談受付フォームから相談することができます。



令和5年度の

「成田市消費生活モニター」を募集します。

消費生活モニターは、消費生活に関する講義や意見交換を中心とする勉強会（毎月1回程度）などを行い、賢い消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダー、そして消費者と行政のパイプ役として、得た知識や情報を広く啓発していただきます。



講義の様子

応募資格 成田市在住の18歳以上の消費者

募集人数 20名以内（選考あり）

申込期限 2月28日（火）

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。申込書及び募集要項を希望される方は、市ホームページ（<https://www.city.narita.chiba.jp/download/page152100.html>）または商工課（Tel:20-1622）までご連絡ください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター（成田市役所2階） ☎23-1161 ●

消費生活

No. 144

令和5年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- ◆気を付けて!不用品回収サービスのトラブル
- ◆第2回消費者講座を開催しました!
- ◆成田市消費生活モニターの活動内容

第49回消費生活展を開催しました!

1月21日(土)・22日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第49回成田市消費生活展」を、出展団体並びに一般参加者の方々にも感染症対策にご協力いただきながら開催しました。

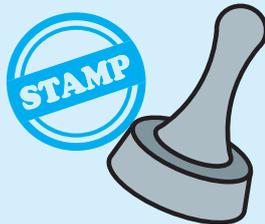
今回は「目指そう!かっこいい消費者～18歳から大人に～」をテーマに消費者トラブル、電気、ガス、環境といった暮らしに役立つ情報を来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。



出展団体による啓発の様子



スタンプラリー参加者に
景品をプレゼント



うなりくんも
遊びに来たよ♪



気を付けて!不用品回収サービスのトラブル

3月は進学や転勤などによる引っ越しのシーズンです。引っ越しにともない家の中の不用品を処分することが多くなる一方で、不用品回収サービスのトラブルも増加します。

トラブル事例の特徴や問題点、トラブルに遭わないためのアドバイスを紹介しますので、新しい生活を気持ちよく迎えられよう気を付けましょう。



事例1

料金が安いと思い依頼したが高額な料金を請求され困惑している。



引っ越しにともない不用品を回収してもらうためインターネットで検索し「軽トラックパック7千円、2トントラック2万5千円」という広告を見て、ひとり暮らしなので高くなっても2万5千円くらいだと思い、回収を依頼した。当日は作業員が3名来訪し、不用品を積み終えると、「料金は25万円だ」と言われ驚いた。現金がないと言うと「すぐ近くの金融機関でおろしてくればいい」と言われ、しかたなくその通りにして業者に渡した。その際「クーリング・オフはできない」と記載された書面にサインをした。料金に納得できないし、クーリング・オフもできないのか。

事例2

不用品回収を断ったら高額なキャンセル料を請求され納得できない。



空き家の実家を整理しようと思いインターネットで事業者を検索した。「1軒家まるごと2トントラック詰め放題」と書かれており、料金は5万円ほどになるとのことだったので、見積もりをお願いした。すると「うちは見積もりはやっていない。料金はサイトに表示しているプランだけだ」と言われたのでそれを信じ依頼した。約束の当日、実家に行くと「不用品を載せることができるのは荷台の囲いの高さまでだ」と言われた。しかし囲いの高さは約20センチで、詰め放題ではなかったため、回収を断ったところ「キャンセル料1万5千円を支払え」と言われた。支払わないと作業員が帰らなかったため、しかたなく現金で払ったが納得できない。

事例からみる特徴と問題点

- 1 廃棄物処理法に基づき、一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬は市区町村から一般廃棄物処理業の許可または委託を受けた事業者しか行うことができませんが、無許可業者が違法に回収を行っているケースがあります。
- 2 事業者のサイトのチラシ等の広告には安価な料金が表示されていますが、作業当日に事前の説明にはなかった追加料金を請求されるケースがあります。
- 3 断りづらい状況の中で即日の支払いを強要されるケースがあります。
- 4 契約書面が交付されず高額な料金の内容等が分からないケースがあります。
- 5 インターネットの広告を見て認識していたプラン内容と実際のサービスが異なるケースがあります。

トラブルに遭わないためのアドバイス

- 1 複数社から見積もりを取り、納得がいく事業者と契約しましょう。
- 2 追加料金やキャンセル料を確認しましょう。
- 3 当日作業内容や見積もり料金の変更を提案され納得できないときは、作業前にきっぱり断りましょう。
- 4 事前に説明を受けていない高額な料金を請求されたときは、その場での支払いは断りましょう。
- 5 広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なる場合は、クーリング・オフが適用できる場合があるので消費生活センターに相談しましょう。



不安に思った場合やトラブルになったときは、消費生活センターに相談しましょう。

第2回消費者講座を開催しました!

2月7日(火)に(公社)全国消費生活相談員協会の消費生活相談員 高橋 千寿子 氏を講師に招き、「ネットショッピングの落とし穴～よくあるトラブルと注意点～」と題し消費者講座を開催しました。ネットショッピングのトラブル事例や利用する際の注意点など幅広く学べる講座となりました。



成田市消費生活モニターの活動内容

今年度の成田市消費生活モニターは、「消費行動は社会をかえる-18歳は大人です-」をテーマに、2グループに分かれて展示物を作成し成田市消費生活展に出展しました。



消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所2階) ☎23-1161 ●

消費生活相談Q&A

ワンクリック詐欺に注意

Q スマートフォンで無料動画を見ようとしたところ「20歳以上ですか?」という質問が出てきたので「はい」のボタンを押すと「登録が完了しました。利用料金13万8,000円をお支払いください」と表示されました。連絡先の電話番号が表示されていたので電話すると、名前や住所を聞かれた後「2日以内に料金を支払え」と言われたので怖くなり、すぐに電話を切りました。料金を支払わなければいけないのでしょうか。

A インターネット上での電子契約の場合、誤入力などが考えられるため、申し込みの最終画面で内容の確認や訂正ができるようにした上で、利用者が承諾した場合に契約が成立するというルールがあります。今回の場合は年齢を答えただけであり、ワンクリックで表示された請求画面は、契約の意思確認をしていないため、契約が成立していない可能性が高いです。有料サイトに登録したと思わせて不当に請求する相手は無視することが一番です。業者にはメールや電話で連絡は取らず、個人情報には教えないようにしましょう。

なお、今回の場合は画面上や電話で繰り返し請求される可能性があります。無視し続けてください。ただし、裁判所から「特別送達」が届いた場合は、放置すると欠席裁判となり、請求がそのまま認められてしまいますので、2週間以内に裁判所に異議申し立てをする必要があります。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

クレジットカードのトラブルに注意 4月から成年年齢が18歳に引き下げ

Q 今年の2月に19歳の息子がSNSを通じて知り合った女性から「もうかる話がある」と誘われ、副業のコンサルティングの委託契約をしました。「契約金が高額で支払えない」と言うと、クレジットカードを作るように指示されたので申し込みました。しかし、未成年者だったのでカード会社から親に確認の電話がありトラブルが発覚しました。事業者に対し「未成年者と分かっているのに契約させるのはおかしい」と伝えたところ、後日息子宛てに「取り消しを認める」と回答がありました。本当に取り消しできるのでしょうか。

A 今回は今年の2月に契約しているため、未成年者である19歳が契約するには、原則として親権者の同意を得なければなりません。同意を得ずに結んだ契約は取り消すことができます(未成年者取消権)。

しかし、4月1日に民法が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳から親権者の同意なしでクレジットカードを作ることができるようになりました。若者は、契約に関する知識や社会経験が少なく、契約の

重みや内容をよく理解していないことがあります。悪質な事業者はそこに付け込み、成年になったばかりの若者を狙うことが予想されます。「お金がない」と断っても、悪質な事業者やSNSで知り合った人から「これから稼ぐ分、すぐに返済できる。クレジットカードを作ればいい」と強引に契約を迫る事例もあります。

トラブルに遭わないためにも、クレジットカードを作る際は仕組みや支払い方法を理解しておくとともに、クレジットカードを作らせて強引に支払わせるような事業者に注意しましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

6月から改正特定商取引法が施行

Q インターネットでの買い物など、通信販売に関する法律が変わったという話を聞きました。どのような点が変わったのでしょうか。

A 6月から施行された改正特定商取引法では、インターネットなどを利用した通信販売について、次のような表示を義務付ける規定や誤認させるような表示を禁止する規定が新設されました。

- 数量
- 販売価格や対価
- 支払いの時期や方法
- 引き渡しや提供の時期
- 申し込みの撤回や解除に関すること
- 申込期間

これらは、インターネットの場合は最終確認画面、カタログやチラシの場合は申込書面に表示が義務付けられており、定期購読や継続購入の場合は、さらに支払総額や条件なども表示が必要です。

商品などを購入するときは、必ず「注文確定」を押す前に次のことを確認しましょう。

- 1回限りの購入かどうか…○カ月コース・定期・自動更新な

どは、2回目以降も支払いが必要です

- 2回目以降の料金…初回と2回目以降の価格は異なることがあります
- 解約の方法…契約期間や違約金の支払いなど、解約するための条件が設定されていることがあります

また、確認画面を印刷する、スクリーンショットで保存するなど、説明の内容を記録しておくことも大切です。もしも、当初の説明と異なるときや誤認させる表示により注文したときは、記録が証拠になり、契約を取り消せる場合があります。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



1回限りの購入か？

2回目以降の料金は？

解約の方法は？

消費生活相談Q&A

電気料金の市場連動型料金プランの勧誘に注意

Q ある日、小売電気事業者を名乗る人の訪問があり、電気料金が今より安くなると言われたため、契約を結びました。これにより、以前は月1万円程度だった電気代が一時は8,000円まで下がりましたが、徐々に請求額が高くなり始め、今月は5万円の請求書が届いています。電気の使用量に大きな変動はないことから不審に思い、事業者に連絡したところ、市場連動型料金プラン*で契約していることが分かりました。契約するときは「今より安くなる」と言われただけで、市場連動型料金プランについての説明は受けていません。請求書の通り支払わなければならないのでしょうか。

A 平成28年から電力の小売り全面自由化が始まり、たくさんの事業者がさまざまな料金プランで参入しています。今回の場合は、契約時に市場連動型料金プランの説明がなかったことを基に、事業者と請求額の減額を交渉していくこととなりますが、契約を締結しているため、認めてもらうのは難しいでしょう。

このようなことにならないために、電気料金プランを契約するときは次の点に注意してください。

- 料金体系や算定方法などの説明を受けた上で、長所と短所を理解する
- 解約時に解約金や違約金が必要になる料金プランもあるため、契約期間や支払いの時期、手続きにかかる額を確認する

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

*市場連動型料金プラン…電力の需給市場に連動して単価が変動する料金体系

消費生活相談Q&A

6月からクーリングオフの通知は電磁的記録でも可能に

Q クーリングオフ*の通知が電子メールなどの電磁的記録でもできるようになったという話を聞きましたが、どのような点が変わったのでしょうか。

また、クーリングオフの通知を行う時に気を付けることがあれば教えてください。

*クーリングオフ…いったん契約の申し込みや締結を行った場合でも、一定の期間内であれば無条件で契約を撤回したり解除したりできる制度

A クーリングオフの通知の方法は、これまでは書面による送付のみでしたが、事業者の住所が分からないなどの問題もあり、6月からは電磁的記録でもクーリングオフの通知ができるようになりました。

電磁的記録による通知の例として、電子メールや事業者がウェブサイトに設けたクーリングオフ専用フォームからの送

信、USBメモリーなどの電子記録媒体の送付などがあります。また、FAXによる送付も可能です。

クーリングオフの通知を行う時は、契約書などに記載されている通知先や方法を確認してください。また、事業者が対象の契約を特定するために必要な情報(契約年月日・契約者・購入品名・契約金額など)と、通知を発送した日を必ず明記するようにしましょう。

なお、事業所との間で「通知が届いていない」などのトラブルを予防するためには、電子メールであれば送信メールを保存しておく、ウェブサイトのクーリングオフ専用フォームであれば画面のスクリーンショットを残しておく、電子記録媒体や書面の送付であれば「特定記録郵便」または「簡易書留」を利用するなど、通知の記録を残しておくことが大切です。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

消費生活相談Q&A

7月から自転車保険の加入が義務化

Q 千葉県では、自転車事故を起こしてしまった場合などの損害を賠償する保険について、加入が義務化されたという話を聞きました。新たに自転車専用の保険に入らないといけませんか。

A 「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、7月1日から自転車損害賠償保険(自転車保険)の加入は「努力義務」ではなく「義務」になりました。ただし、次のような場合は新たに自転車保険に加入する必要はありません。

- すでに加入している保険(自動車保険、火災保険など)の個人賠償責任補償特約などが自転車事故に対応している
 - 学校やPTAなどが窓口になって加入した保険やクレジットカードの付帯保険などに、自転車事故による損害を賠償する内容が含まれている
 - 利用する自転車に有効期間(点検確認日から1年間)内のTSマーク(自転車安全整備士が点検確認したことを証明する赤色または青色のマーク)が貼られている
- いずれにも当てはまらない場合は、自転車保険への加入が必要です。自転車保険は、インターネットなどからも加入することができます。補償の内容や加入方法については、各保険会社



や代理店に直接問い合わせ確認してください。

業務上の自転車事故は、個人賠償責任保険で補償されないため、業務用自転車保険やTSマーク付帯保険が必要です。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

消費生活相談Q&A

甘い言葉で誘導する ロマンス投資詐欺に注意!

Q マッチングアプリで知り合った人と連絡を取っていたところ、2人の将来の生活費のために、海外の暗号資産(仮想通貨)の取引所で投資をするように勧められました。案内された通りに専用アプリへ入金して取引を始めたところ、すぐに取引価格は高騰しました。専用アプリ内の資金を国内の暗号資産交換業者を通じて出金しようとしたのですが、専用アプリの運営会社から多額の保証金を支払うように連絡があったほか、手数料などの費用を次々に請求されました。これらの費用を全て支払ったにもかかわらず、現在も専用アプリ内の資金を出金することはできていません。資金は返ってくるのでしょうか。

A コロナ禍において急増している相談内容で、恋愛感情や資産を増やしたいという消費者の心理を逆手に取った「ロマンス投資詐欺」と呼ばれる手口だと考えられます。この手口は、専用アプリの運営会社や投資の実態を確認できないことが多いため、資金を取り戻すことは極めて困難です。

ロマンス投資詐欺の被害の主な流れは次の通りです。

1. 出会い系サイトやマッチングアプリなどで知り合う
2. 直接会う前に、出会い系サイトやマッチングアプリ以外で連絡を取りたいと持ち掛けられる
3. 投資を勧められ、専用アプリを案内される
4. まずは少額の投資を促され、専用アプリの画面上では利益が出る
5. さらに高額な投資を促され、追加で入金する
6. 出金しようとするが、さまざまな名目で追加の入金を求められ、結局出金できない
7. 知り合った人や専用アプリの運営会社と連絡が取れなくなり、資金が返ってこない

詐欺は、被害に遭ってしまってから資金を取り戻すのが難しいため、出会い系サイトやマッチングアプリなどはルールに従って利用した上で、知り合った人の勧めで投資をするのはやめましょう。

不安に思ったり、トラブルになったりしたときは消費生活センターに相談してください。海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター(https://www.ccj.kokusen.go.jp/sdn_doi)でも相談を受け付けています。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

消費生活相談Q&A

暮らしのレスキューサービスで トラブルにならないために

Q 急なトイレの詰まりや鍵の紛失などの問題が発生した時、慌ててウェブサイトやチラシに「見積もり無料・24時間対応」などの記載がある事業者修理に依頼したところ、記載とは異なる高額な修理代や出張料金・調査費などの追加料金を請求されたという話を聞きました。このような高額請求のトラブルに遭わないためにはどのようなことに気を付ければよいのでしょうか。

A 日々の暮らしの中で起こる不具合を解決してくれる「暮らしのレスキューサービス」に関して、見込んでいた予算を上回る高額請求を受けたというトラブルが後を絶ちません。

いざという時に後悔することがないように、日頃から次のことを心掛けておきましょう。

事前準備

- ウェブサイトやチラシに記載された安い価格だけで判断しない。また、現場の状況に応じて代金変動することを認識し、現場確認後に作業を断った場合の費用も確認しておく
- 住んでいる地域の工務店や自治体の管工事組合など、信頼できる事業者を調べておく
- 問題が発生した時を想定し「施工業者や管理会社に緊急時の対応方法を相談する」「非常用の簡易トイレを備える」「止水栓の位置と閉め方を教わる」など、初期対応について確認しておく

事業者による現場確認

- 契約を急がされる、修理箇所以外にも追加の作業を提案されるなど、不審に感じる点がある場合は作業を断る

作業後

- ウェブサイトやチラシに記載されていた料金よりも請求額が高額な場合など、請求額や作業内容に納得ができない時はその場では支払わず、消費生活センターなどに相談する

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

ずっと置いてある配置薬 どうしたらいいの？

Q 実家の片付けをしていたところ押し入れで配置薬の箱を見つけ、中に使用していない薬が入っていました。親に事情を聞いてみましたが、かれこれ何年も業者は来ていないとのこと。薬はすでに使用期限が切れている物もありますが、処分してもよいのでしょうか。

A 配置薬は古くから用いられている常備薬の販売方法で、その仕組みは、販売員が自宅などへ薬を届け、次の訪問時に使用した分の薬の代金を支払うというものです。

いったん配置薬を預かると、お客さんに保管義務が生じるため、自己判断で薬や薬箱を処分してしまうと業者から代金を請求されることがあります。薬の使用期限が切れていたとしても、まずは業者に連絡を取り、引き取ってもらうようにしてください。

販売員は身分証明書の携帯が義務付けられていますので、来訪時は提示を求めて連絡先を記録しておくようにしましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

電動キックボードは 公道走行に注意

Q 子どもへのプレゼントを探していたところ、店員さんが「運転免許は不要で、公道も走行できる」と言って電動キックボードを薦めてきたため、購入しました。ところが、念のため警察に確認したところ、歩道の走行は禁止されていて、公道を走行する場合は運転免許の保有やナンバープレートの表示などの条件を満たす必要があると言われました。このことから、販売業者に返品を申し出たものの「一度購入した商品を返品・返金することはできない」と断られてしまったのですが諦めなければならないのでしょうか。また、電動キックボードを運転する時に気を付けるべきことがあれば教えてください。

A 電動キックボード購入時の説明で不利益事実の不告知などがあった場合は契約を取り消すことができる可能性があります。定格出力0.6kW以下の電動キックボードは、道路運送車両法の第一種原動機付自転車に該当します。このため、

道路交通法の区分に応じた運転免許の保有やブレーキなどの保安装置の整備、ナンバープレートの表示、自動車損害賠償責任保険の加入、ヘルメットの着用が必要です。

- また、電動キックボードに関する主な注意点は次の通りです。
- 公道を走行する目的で購入する際は、道路運送車両の保安基準に適合した装置が装備されているか確認しましょう
- 方向指示器がない場合(最高速度20km/h未満)は右左折時に手の動作で合図を行います。交通量の多い交差点を右左折する際は降車して歩道を押して通行するなど、安全を優先しましょう
- 車体や車輪が小さくて利便性が高い反面、でこぼこな道路や滑りやすい路面では走行が不安定になる場合があるため、気を付けて運転しましょう

電動キックボードに関する法律の解釈については、県警察ホームページ(<https://www.police.pref.chiba.jp/kotsusomuka/anzenundou.html>)でも確認できます。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

消費生活相談Q&A

賃貸借契約を理解して トラブルを防止

Q 大学の入学に合わせて賃貸マンションを借りるため不動産仲介業者へ行き、賃貸借契約書にサインした上で仲介手数料や敷金(家賃1カ月分)など約18万円を支払いました。

その後、入居する前に体調を崩してしまったことから不動産仲介業者に解約を申し出たところ「すでに契約は成立している。受け取った金額のうち、清掃費用の2万円のみであれば返金できるが、そのほかの費用はできない」と言われています。賃貸借契約書を確認すると、急な途中解約は違約金として家賃1カ



月分を支払う旨が記載されていましたが、まだ鍵も受け取っていない状況なのに支払ったお金がほとんど返ってこないことに納得できません。自己都合であることは分かっていますが、敷金などは返金してもらえないのでしょうか。

A 令和4年4月から成年年齢の引き下げで18歳になれば一人で契約を結ぶことができるようになりました。このため、賃貸借契約を締結した時点で契約は成立していて一方的に解除できないことから、敷金などは返金してもらえません。

借主(入居者)が締結した賃貸借契約を解約するためには、賃貸借契約書で定められた解約予告期間より前に申し出るか、解約予告期間相当分の家賃などの支払いが必要になります。賃貸借契約の締結時は、貸主(大家や不動産仲介業者)から「重要事項説明書」や「賃貸借契約書」が渡されますので、契約書類の記載内容や賃貸物件の現況をよく確認するようにしてください。

特に、禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項などはトラブルにつながる事が多いため、「退去時のルームクリーニング費用(清掃費用)は全額借主が負担する」といった特約が設定されていないか必ず契約前に確認しておきましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

消費生活相談Q&A

アンケートに答えたら もしかして、デート商法?

Q スーパーの店頭で若い女性に声を掛けられてアンケートに答えたところ、後日、その女性から電話があり「私のお店で宝石の展示会をするから、見るだけでいいので来てほしい」と誘われました。駅で待ち合わせをして会場へ行ってみると、仮店舗のような所に宝石が並んでいました。90万円の高額なダイヤのペンダントを紹介されて「将来結婚する時に婚約指輪に加工できる」と言われたり、複数の女性店員に取り囲まれたりしたこともあって、興味はなかったのですが、断り



切れずに分割支払いで購入してしまいました。

この話を友人にすると「だまされたのではないか」と言われてデート商法だと気が付きました。クーリングオフ(契約の撤回や解除)はできるでしょうか。

A アポイントメントセールス*での契約など、特定商取引法における訪問販売に該当する場合、契約書を受け取った日から8日間はクーリングオフができます。また、8日間を過ぎた場合でも、契約書に法律で定められた事項が正しく記載されていないなどの事情が分かる場合には契約を取り消すことができる可能性があります。

今回のようなケース以外にもSNSやマッチングアプリ、出会い系サイトなどを使って、最初は商品の販売目的を隠して近づき、好意を抱かせてから契約させる手口があり、販売する商品は宝石やアクセサリー類など高価な物が多い傾向にあります。相手に好意を持っている場合は、すぐに商品の勧誘とは気が付きにくく、勧誘も断りづらいといった特徴がありますので、注意してください。

*アポイントメントセールス…事業者が販売意図を明らかにしない、または著しく有利な条件で契約ができると思わせて消費者を呼び出し、営業所などで勧誘を行うこと

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

○成田市消費生活モニター設置要綱

(設置)

第1条 本市は、消費行政を推進するに当たり、消費者の実態及び意見、要望等を把握するため、成田市消費生活モニター（以下「モニター」という。）を置く。

(職務)

第2条 モニターは、消費生活に関して、次の職務を行うものとする。

- (1) 市が行うアンケート調査に協力すること。
- (2) 市民の意見、要望等を随時市に報告すること。
- (3) 情報を提供すること。
- (4) 各種研修会等に参加すること。

(定数)

第3条 モニターの定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 モニターが欠けた場合の補欠モニターの任期は、前任者の残任期間とする。

(資格)

第5条 モニターになることができる者は、本市に住所を有する20歳以上の消費者とする。

(申込み)

第6条 一般公募によるモニターになろうとする者は、消費生活モニター申込書（別記様式）により、市長に申し込まなければならない。

(委嘱)

第7条 市長は、前条の規定による申込みのあった者のうちから次の各号に掲げる事項に留意し、モニターを委嘱するものとする。

- (1) 年齢、世帯主の職業及び居住地域の偏重を避けること。
- (2) 消費生活に対し関心が深いと認められること。

(周知等)

第8条 市長は、モニターを委嘱したときは、モニターの氏名及び住所等を市民に周知させるものとする。

(解職)

第9条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解職することができる。

- (1) モニターが、他の市町村に転出したとき。
- (2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- (3) 業務を怠り，又は前条の規定に違反したとき。
- (4) その他，モニターとしてふさわしくない非行があったとき。

(必要な措置)

第10条 市長は，モニターから報告された情報，意見等を検討し，必要があると認めるときは，必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第11条 モニターに関する庶務は，消費対策主管課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 2 成田市消費生活モニター設置規則(昭和56年規則第46号)に基づいてなされた申込み、その他の行為は、この要綱に基づいてなされたものとみなす。

別記様式

消費生活モニター申込書

ふりがな	郵便番号 住所 ()局 電話
氏名	
職業 年齢	
世帯主の氏名 職業	

◎該当するものを○で囲んでください。

あなたの住んでいる地域環境は	市街地・農村・住宅地・団地・その他 ()
モニター研修会に出席できますか。	できる・できない
モニターの経験がありますか。 ある方はモニター名を記入してください。	ある・ない モニター名()
現在婦人会等の団体に所属していますか。 いる方は団体名を記入してください。	いる・いない 団体名()

◎家族の状況(本人を含む。)

続柄	年齢	職業	続柄	年齢	職業
本人					

◎応募した理由を簡単に書いてください。

○成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成28年3月17日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定により、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 法第10条第2項に規定する機関としてセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
成田市消費生活センター	成田市花崎町760番地

(開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第4条 センターの休所日は、成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第6条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格したものとみなされた者を含む。）を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置く。

(相談員の人材及び処遇の確保)

第7条 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、当該相談員が適任であると認められるときは、再任することができる。

2 市長は、相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第 8 条 市長は、センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第 9 条 市長は、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得た情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

○成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

平成28年3月17日

規則第19号

改正 平成29年3月23日規則第18号

令和2年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例(平成28年条例第17号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 センターを利用できる者は、本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令2規則16・旧第6条繰上)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日規則第18号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和4年度消費者行政の概要

発行：成田市

編集：経済部商工課

〒286-8585

成田市花崎町760番地

TEL 0476-20-1622

発行日：2023.8

登録番号：成商工23-019